

ブランド産品価値向上・販路開拓拡大支援業務 仕様書

1 目 的

青森県産品のブランド化推進による価値向上と、特徴的・高品質な県産品の高い価値を持って取引拡大することを目的に、消費者ニーズに対応したブランド産品の育成に向けたアドバイスを行うとともに、首都圏及び西日本の実需者と県内産地関係者との関係構築を支援する。

2 委託業務名

ブランド産品価値向上・販路開拓拡大支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月18日（木）まで

4 委託業務の内容

(1) ブランド産品育成候補（以下、「対象産品」とする）へのアドバイス

- ① 発注者が提示する産品のブランド化に向けて、他産地との差別化や価値向上、認知度向上等に課題を有している生産者・団体等、計5者（5産品）以上に対して、課題解決に向けたアドバイスを実施すること。また、少なくとも1回は、生産者・団体等を訪問し、アドバイスを行うこと。
- ② 上記①と併せて、各対象産品の食味の評価と首都圏等におけるニーズの分析を行い、生産者・団体等に助言すること。

(2) 自社産品のブランド力向上に意欲をもつ生産者等への支援

- ① 自社産品のブランド力向上に意欲をもつ県内生産者等を公募・選定し、商品づくり、ブランドづくりに重要となるコンセプトやターゲット設定、市場の販売動向や商品設計等について、生産者ごとの個別課題に応じ、きめ細かなアドバイスを実施すること。なお、アドバイスに当たっては、少なくとも1回は、生産者・団体等を訪問し、アドバイスを行うこと。
- ② ①の公募・選定に当たっては、「事前審査用申込様式」を予め県と協議のうえ作成・使用して、応募する県内生産者等の審査を行い、発注者と協議の上、アドバイスの対象とする生産者（以下「対象生産者」という。）を、6者（6産品）を上限に選定すること。

(3) 首都圏及び西日本での青森県産品の販路開拓・拡大アドバイス（当事業における「西日本」は、愛知県以西全てのエリアを指す）

- ① 青森県産品のブランドイメージと生産者の収益の向上につながる可能性の高い実需者情報（本県産品取り扱いの実現可能性がある実需者であること）を収集した

中から、首都圏及び西日本それぞれ7実需者以上を発注者に提案し、当該実需者を招請した試食会を首都圏及び西日本それぞれ1回以上開催すること。

- ② 上記①の実需者について、選定理由と提案食材候補を併せて提示すること。
- ③ 提案した実需者との取引実現に向けて、必要なコーディネートを行うこと。
- ④ 青森県産品の販路開拓・拡大がより効率的に展開される体制・仕組みづくりを提示し、当該関係者に対して、体制等の構築に係るアドバイスを1回以上実施すること。

(4) 実績報告書の提出

業務終了後、本業務で行った会議やアドバイス内容をまとめた実績報告書を作成し、発注者に提出すること。

(5) 本業務の打合せ

- ① 契約期間内に3回以上、1回につき2時間以上の打合せ会議等を開催すること（東京都内等）。
- ② 会議の内容は、主として以下のことを含むものとする。
 - ア 3（1）、（2）の製品のアドバイス等に関すること
 - イ 3（3）の販路開拓・拡大アドバイスに関すること
 - ウ 発注者が、別途情報提供する（上記（1）以外の）製品への、試食評価等を含む販路開拓・拡大に係るアドバイス

5 実施体制について

業務実施にあたっては、ブランド推進、マーケティング、首都圏及び西日本の実需者情報、食材や業態等の専門知識に長け、的確なアドバイスを行うことができるスタッフを配置すること。

6 その他

- (1) 実施に係る旅費は全て本業務に含むものとする（県職員の旅費は除く）。
- (2) 業務の実施にあたっては、逐次、進捗状況を報告するなど発注者と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (3) 仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定するものとする。